第二十二　特定間伐等及び特定母樹の増殖の実施の促進に関する基本指針（平成二十五年六月二十四日農林水産省告示第二千七十二号）の一部を次のように改正する。

第一の二及び第五の六中「独立行政法人森林総合研究所」を「国立研究開発法人森林総合研究所」に改める。

附　則

この告示は、平成二十七年四月一日から施行する。

○農林水産省告示第七百五十二号

中央卸売市場における卸売業務の許可について告示した事項に変更があったので、卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）第五十三条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十七年四月一日

農林水産大臣　林　芳正

変更後の卸売の業務を行う者に係る事項

地位を承継する卸売業者の名称　横浜丸魚株式会社

地位を承継される卸売業者の名称　川崎丸魚株式会社

卸売の業務を行う市場　川崎市中央卸売市場北部市場

取扱品目の部類　水産物部

合併の年月日　平成二十七年四月一日

変更前の卸売の業務を行う者に係る事項

卸売の業務を行う者の名称　川崎丸魚株式会社

卸売の業務を行う市場　川崎市中央卸売市場北部市場

取扱品目の部類　水産物部

許可の年月日　昭和五十七年七月一日

○農林水産省告示第七百五十三号

農産物検査法施行規則（昭和二十六年農林省令第三十二号）第六条第二項及び第八条第二項の規定に基づき、平成十三年三月十四日農林水産省告示第三百三十二号（農産物検査法施行規則の規定に基づき標準計測方法を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十七年四月一日

農林水産大臣　林　芳正

第2の8に次のように加える。

(3)　そばの粒度

①　適用品目

だったんそば

②　装置及び器具

ふるい目幅2.5mmの縦目ふるい、受皿及びはかり

③　測定方法

ア　測定操作

供試試料は150ｇ以上とし、縦目ふるい及び受皿を用い、ひじを体側につけて、ふるいを水平に保持し、左右に25cmの振幅で1往復を1動作とし、この動作を約15秒間に30回繰り返し、試料をふるい切り、縦目ふるいの上に残った試料と縦目ふるいを通過した試料に分ける。

測定は、供試試料の重量と縦目ふるいの上に残った試料の重量をはかりで測定する。

イ　測定値の算出

測定値は、次の式により得た値を、小数点以下第1位を四捨五入して整数として算出する。

$$粒度（\%）＝\frac{縦目ふるいの上の重量}{供試試料の重量}\times 100$$

○農林水産省告示第七百五十四号

農業災害補償法（昭和二十二年法律第百八十五号）第百二十条の十四第二項及び第百五十条の六第二項の規定に基づき、平成二十七年産の秋植えばれいしょ、大豆、小豆、いんげん、てん菜、そば、たまねぎ及びホップ並びに平成二十八年産のさとうきびに係る同法第百二十条の十四第二項及び第百五十条の六第二項の農林水産大臣が定める地域及び単位当たり共済金額の範囲を次のように定める。

平成二十七年四月一日

農林水産大臣　林　芳正

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省経営局保険課及び都道府県庁に備え置いて縦覧に供する。）

○経済産業省告示第五十九号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）の規定に基づき、並びに同法及び同令の規定を実施するため、福島特定原子力施設地域振興交付金交付規則を次のように定めたので告示する。

平成二十七年四月一日

経済産業大臣　宮沢　洋一

福島特定原子力施設地域振興交付金交付規則

（通則）

第一条　特別会計に関する法律施行令（平成十九年政令第百二十四号）第五十一条第一項第十二号の交付金の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令によるほか、この規則の定めるところによる。

（交付の対象）

第二条　経済産業大臣は、必要と認める場合は、予算の範囲内において、福島県に対し、福島県の経済社会若しくは住民の生活への原子力発電所事故（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故をいう。）による影響の防止若しくは緩和又はその影響からの回復を図るために福島県又は福島県内の市町村が行う事業（地域の振興に係るものを含む。）に要する費用の全部又は一部に充てるための交付金（以下単に「交付金」という。）を交付するものとする。

2　事業ごとの対象経費（以下「交付対象経費」という。）は、以下のとおりとする。

一　事業費

イ　工事費

ロ　用地費及び補償費

ハ　調査設計費

ニ　設備費

ホ　調査費、広報費及び研修費

ヘ　維持運営費

ト　事業運営費

チ　附帯雑費

リ　一般事務費

二　補助金

イ　補助金

ロ　一般事務費

三　出資金

イ　出資金

ロ　一般事務費

四　貸付金

イ　貸付金

ロ　一般事務費